

一般庶務報告資料
No. 1
福 祉 部

平成23年6月15日

## 第5期葛飾区介護保険事業計画の策定について

介護保険課

介護保険の保険者である区市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を一期とする当該市区町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する市区町村介護保険計画を定めるものとされている。

このため、現第4期計画（平成21年から平成23年まで）が終了する本年度末に第5期計画（平成24年から平成26年まで）を策定するものである。

### 1 計画の位置付け及び課題

#### (1) 位置付け

第5期計画については、第3期計画策定において設定した平成26年度までの長期計画の最終段階の位置付けという性格を有するものとして策定する。

#### (2) 課題

平成27年度の高齢者のあるべき姿を念頭に置き、介護サービス及び介護予防サービスを提供する体制の確保及び介護・予防・医療・生活支援サービス・住まいの5つを包括的・継続的に提供できるような地域包括ケアに関する取組みを検討していく。

### 2 策定に向けての検討体制

#### (1) 葛飾区介護保険事業審議会

学識経験者・保健医療関係者・福祉関係者・事業者・公募区民などで構成

#### (2) 葛飾区高齢者施策推進委員会

副区長を委員長として部長級職員で構成

#### (3) 葛飾区高齢者施策推進幹事会

福祉部長を幹事長として課長級職員で構成

#### (4) 介護保険検討プロジェクトチーム

福祉部・保健所の課長級・係長級職員で構成

### 3 区民意見等の反映

葛飾区介護保険事業審議会

「高齢者の生活に関する調査」（平成23年3月報告書）の活用  
パブリックコメントの実施など

### 4 策定スケジュール（予定）

平成23年6月	介護保険検討プロジェクトチームの設置 介護保険事業審議会開催
7月～9月	国の基本指針提示 都の動向の把握、現状と課題の整理、施策の方向性検討 介護保険事業審議会開催
10月～11月	計画（素案）作成 介護保険事業審議会開催 議会へ計画（素案）報告
12月～24年1月	パブリックコメント実施
1月	計画（案）作成
2月	介護保険事業審議会への諮問
3月	介護保険事業審議会からの答申 議会へ計画（案）報告 介護保険条例一部改正（保険料改定等） 計画策定

### 5 その他

第5期介護保険事業計画の策定と同時に、同計画を内包する高齢者保健福祉計画の策定を行う。